

2人以上の世帯が申し込む場合の要件

一部の住宅には、入居する人数の制限があります。3人以上となっている住宅には、2人での申し込みができません。また、出産前の子は人数に含みません。

一般世帯

資格

申し込み資格を全て満たしている世帯

注意点

単身以外で申し込む場合は、全ての世帯が一般世帯に該当します。

一般世帯と一緒に募集する優遇世帯

母子・父子・老人・子育て・心身障がい者・
犯罪・DV被害者世帯で申し込むと抽選番号が増える優遇制度です。

申込回数	一般世帯	優遇世帯
1～4回目	1個	2個
5～8回目	2個	4個
9～12回目	4個	6個
13～16回目	8個	10個
17～20回目	10個	12個
21～25回目	15個	17個
26～30回目	20個	22個
31～35回目	25個	27個
36回目以上	30個	32個

母子・父子世帯

資格

申し込み資格を全て備え、申込者が配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している世帯

注意点

- (1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、母子家庭等医療証、戸籍謄本の写しなど入居資格を確認できる証明書を提出していただきます。
- (2) 離婚手続中の人は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までには離婚を証明する書類（戸籍謄本もしくは離婚届受理証明書）を提出する必要があります。

老人世帯

資格 申し込み資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、20歳未満の人、60歳以上の人だけで構成される世帯

注意点 (1) 未成年の孫(孫の親が同居しない場合)との同居には相応の理由が必要です。
(2) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、特別な仕様にはなっていません。

子育て世帯

資格 申し込み資格を全て備え、申込者の年齢が35歳以下で、同居する親族が配偶者と小学校入学前の子の両方で構成されている世帯(婚約中の人も含む)

心身障がい者世帯

資格 申し込み資格を全て備え、下記の(ア)～(エ)に該当する人がいる世帯
(ア) 下記の表に該当する人

障がい手帳の種類	該当する人	該当しない人
身体障害者手帳	1・2・3・4級	5・6級
精神障害者保健福祉手帳	1・2級	3級
療育手帳	A1・A2・B1	B2

- (イ) 重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された人
(ウ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の人
(エ) 障がい手帳等を申請中の人(入居契約日までに交付できる人)

注意点 (1) 身体障害者手帳等に記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。
(2) 仮当選後の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、下記の表の書類の写しを提出していただきます。

障がいの内容	証明書類
身体障がい者	・ 身体障害者手帳
精神障がい者	・ 精神障害者保健福祉手帳
知的障がい者	・ 療育手帳 ・ 知的障がい者用申込資格調査書の証明書等
戦傷病者	・ 戦傷病者手帳

- (3) 上記の証明書が提出できない場合は、失格となります。
(4) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、特別な仕様にはなっていません。

犯罪・DV被害者世帯

資格

申し込み資格を全て備え、下記の（ア）または（イ）に該当する世帯

（ア）犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな人及びその家族又は遺族で下記の①または②に該当することが証明される人を含む世帯（警察に被害届を提出した人であって、犯罪被害者であることが確認できる人）

①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった人

②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった人

（イ）DV（家庭内暴力）被害者がいる人。

DV（家庭内暴力）被害者とは配偶者から暴力を受けた人で、下記の①または②のいずれかに該当する人です。

①婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない人。

②裁判所がした退去命令、または接近禁止命令の申立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない人。

※資格審査時にその事実が確認できる証明書類を提出していただきます。

注意点

(1) 入居資格について事前に確認させていただいたり、県警本部に被害届の提出状況について照会させていただく場合があります。

(2) 仮当選後の資格審査時に入居資格を確認するため、犯罪・DV（家庭内暴力）被害者であることを確認できる証明書（関係機関からの証明書、医師からの診断書、交通事故証明書等）を提出していただく場合があります。

一般世帯・優遇世帯と別枠で募集する世帯

空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

新 婚 世 帯

資 格 申し込み資格を全て備え、申込者及び配偶者(婚約者)の年齢がともに35歳以下で、婚姻の届け出日から申込締め切り日までの期間が1年以内の世帯(婚約中の人も含む)。

注 意 点 (1) 婚約中の人は、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約書をいただきます。また、入居契約時まで婚姻を証明する書類(戸籍謄本または婚姻届受理証明書)を提出する必要があります。
(2) 一般世帯や優遇世帯での申し込みもできますが、重複しての申し込みはできません。

多 子 世 帯

資 格 申し込み資格を全て備え、申込者の他に18歳未満の子が3人以上いる世帯

注 意 点 一般世帯や優遇世帯での申し込みもできますが、重複しての申し込みはできません。

高 齢 者 世 帯

住宅仕様 この住宅には緊急通報システムや数カ所の手すり設置などの高齢者仕様となっていますので、老人世帯とは入居する住宅の仕様が異なります。

※ 緊急通報システムとは、部屋の中に設置しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴り始め、一定の時間内に解除しなければ部屋の鍵が自動的に開鍵になるシステムです。発作等の不測の事態に有効です。

資 格 申し込み資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者か60歳以上の人だけで構成される世帯

注 意 点 (1) 一般世帯や優遇世帯での申し込みもできますが、重複しての申し込みはできません。
(2) 緊急通報システムが設置していない住宅もありますので、募集時に配布する募集案内書で確認してください。

多人数世帯

資格

申し込み資格を全て備え、入居する人数の合計が5人以上の世帯

注意点

一般世帯や優遇世帯での申し込みもできますが、重複しての申し込みはできません。

親子ペア世帯

住宅仕様

この住宅は、1階の隣同士の2つの住戸に親世帯と子世帯が別々に入居するものです。この2つの住戸はベランダでつながっており、風呂は子世帯にだけ付いています。

資格

親世帯：(ア)申し込み資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、20歳未満の人、60歳以上の人だけで構成される世帯。

(イ)申し込み資格の(1)～(6)を備え、申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた人であれば単身の場合でも申し込み可能です。

※ 上記(ア)(イ)いずれかに該当していれば申し込み可能です。

子世帯：一般世帯と同様

注意点

(1) 2世帯で一つの申し込みとなるため、同じ封筒に2通の申込書を入れて郵送して下さい。

(2) 親世帯・子世帯で同居する場合は、一般世帯や優遇世帯で申し込みをして下さい。

車椅子使用者世帯

住宅仕様

この住宅は、車椅子でのお部屋への出入りが可能で、流し台等も特別仕様になっています。

資格

申し込み資格を全て備え、下記(ア)(イ)いずれかに該当し、現に車椅子を常時使用している人がいる世帯

(ア)身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの人

(イ)戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表の3の第1款症の人

注意点

(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用実態を確認するために、身体障害者手帳等の提出と簡単な面接を行います。

(2) 常時車椅子を使用する人がいない場合の申し込みはご遠慮ください。

(3) 一般世帯や優遇世帯での申し込みもできますが、重複しての申し込みはできません。

ん。また、一般世帯等で申し込む場合は一般仕様の住宅への入居になります。

単身で申し込む場合の要件

高齢単身者世帯、単身者世帯に該当する人で下記の要件に該当する人には抽選番号を多く割り振ります。割り振る抽選番号数の一覧表は母子・父子世帯等と同様です。 [ココ](#)

- (1) 身体障害者手帳を所持し1級から4級までの人
- (2) 精神障害者保健福祉手帳を所持し1級または2級の人
- (3) 療育手帳を所持しAまたはB1の人、または重・中度の知的障がい者であることを更正相談所の長から判定された人
- (4) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または別表第1号表の3の第1款症の人
- (5) 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人
- (6) 引揚者で引き上げた日から起算して5年を経過していない人
- (7) ハンセン病療養所入所者等
- (8) DV（家庭内暴力）被害者 [DV（家庭内暴力）被害者の内容はココをクリック](#)
- (9) 犯罪被害者 [犯罪被害者の内容はココをクリック](#)

高齢単身者世帯

住宅仕様

この住宅には緊急通報システムと数カ所に手すりを設置しています。

※緊急通報システムとは、部屋の中に設置しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴り始め、一定の時間内に解除しなければ部屋の鍵が自動的に開錠になるシステムです。発作等の不測の事態に有効です。

資格

申し込み資格(1)～(6)を備え、60歳以上で配偶者がいない人(ただし、常時の介護が必要な人で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる人は除きます。)

優遇制度

- (1) 上記世帯に該当する人は、抽選番号を多く割り振る優遇制度の適用を受けることができます。
- (2) 世帯による優遇制度の適用を受けて仮当選された人は、資格審査時に優遇資格を証する書類(身体障害者手帳の写し等)を提出していただきます。
- (3) 世帯による優遇資格のない人が、優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

- (1) 配偶者がいる方は申し込みできません。(離婚手続き中の人、またはDV(家庭内暴力)被害者は申し込み可能)

[DV\(家庭内暴力\)被害者の内容はココをクリック](#)

- (2) 単身者世帯にも申し込みできますが、重複しての申し込みはできません。また、

単身者世帯の住宅仕様は一般世帯と同じ仕様の住宅です。(緊急通報システムと手すりはついていません。)

(3) 仮当選後の資格審査時に単身入居者のための申立書(単身で生活ができるかどうかを確認するための申立書)を提出していただきます。

単身者世帯

資格

申し込み資格の(1)～(6)を備え、下記(7)～(コ)のいずれかに該当する世帯(ただし、常時の介護が必要な人で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる人は除きます。)

(7) 昭和31年4月1日以前に生まれた人で配偶者がいない人
(離婚手続き中の人は含む)

※昭和31年4月2日以降に生まれた人で下記の要件を満たしていれば申し込みができます

- (イ) 生活保護法に規定する被保護者又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
- (ウ) 身体障害者手帳を所持し1級から4級の人
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級までの人
- (オ) 療育手帳を所持している人、または知的障がい者であることを更正相談所の長から判定された人
- (カ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項までまたは別表第1号表の3の第1款症の人
- (キ) 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている人
- (ク) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
- (ケ) ハンセン病療養所入所者等
- (コ) DV(家庭内暴力)被害者

[DV\(家庭内暴力\)被害者の内容はココをクリック](#)

優遇制度

- (1) 前ページの優遇要件に該当する人は、抽選番号を多く割り振る優遇制度の適用を受けることができます。
- (2) 優遇制度の適用を受けて仮当選された人は、資格審査時に優遇資格を証する書類(身体障害者手帳の写し等)を提出していただきます。
- (3) 優遇資格のない人が、優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

- (1) 配偶者がいる方は申し込みができません。
- (2) 離婚手続き中の人は仮当選後の資格審査時に誓約書の提出をしていただきます。
- (3) 仮当選後の資格審査時に下記の書類を提出していただきます。
 - ① 単身入居者のための申立書(単身で生活ができるかどうかの確認)
 - ② 昭和31年4月2日以降に生まれた人で申し込まれた方は、(イ)～(コ)のいずれかの書類が必要です。
 - (イ) 福祉事務所長の証明書
 - (ウ) 身体障害者手帳の写し、または福祉事務所長の証明書
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳の写し
 - (オ) 療育手帳の写し
 - (カ) 戦傷病者手帳の写し
 - (キ) 特別手当証書の写し
 - (ク) 永住帰国者証明書の写し、または自立支度金支給決定通知書の写し

- (ケ) ハンセン病療養所の入所を証する書類
- (コ) DV(家庭内暴力)被害者を証明する書類

車椅子使用者世帯

注 意

お部屋の広さによっては単身でも募集します。その他資格等は2人以上で申し込める住宅に記載した車椅子使用者世帯と同様です。

[詳しい資格等はココをクリック](#)